

平成23年3月相模原市教育委員会臨時会

○日 時 平成23年3月14日（月曜日）午後2時00分から午後4時54分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（議案第 8号） 新・相模原市支援教育推進プランの策定について（学校教育部）

日程第 2（議案第 9号） 相模原市スポーツ振興計画の改定について（生涯学習部）

日程第 3（議案第10号） 第二次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について（生涯学習部）

日程第 4（議案第11号） 相模原市文化財の指定等にかかわる諮問について（生涯学習部）

日程第 5（議案第12号） 相模原市立小学校及び中学校教職員の人事について（学校教育部）

日程第 6（議案第13号） 奨学金貸与の決定について（教育環境部）

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 金 川 純 子

委 員 齋 藤 文

○説明のために出席した者

教 育 局 長 三 沢 賢 一 教 育 環 境 部 長 村 上 博 由

学校教育部長	小泉和義	生涯学習部長	大貫英明
教育局参事 兼教育総務室長	林孝	教育総務室 担当課長	田中雅幸
教育環境部参事 兼学務課長	岡崎扶佐子	学務課総括副主幹	中里義明
学校教育課長	土肥正高	学校教育課 担当課長	米澤由美子
学校教育課 指導主事	松田知子	教職員課長	菊地原宏明
教職員課担当課長	細谷正行	教職員課主幹	柴沼敦子
文化財保護課長	山田不二郎	文化財保護課 担当課長	川島和章
スポーツ課長	八木博	スポーツ課 担当課長	神藤次郎
スポーツ課 担当課長	菊地原真	スポーツ課副主幹	萱野克彦
図書館長	成瀬正行	図書館担当課長	向井美子
図書館主査	兼杉千秋		

○事務局職員出席者

教育総務室主査	坂本正俊	教育総務室主任	田所耕祐
---------	------	---------	------

口開 会

◎溝口委員長 皆さん、こんにちは。3月11日に発生いたしました、東北地方太平洋沖地震によりまして、甚大な被害を受けられました皆様に、心よりお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた皆様に、心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

相模原市の教育施設におきましては、破損等があったものの、人的被害はなかったと聞いております。現在、図書館の閉館等の措置をとっているところですが、今後も状況を見きわめながら、市民の安全と安心を第一に考え、適切に対応していきたいと考えております。

発生当日と翌日において、交通機関の不通により、ご自宅に帰ることができない方のために、学校に避難所を開設し、対応いたしました。特に橋本駅から避難所への誘導等に、教育委員会事務局の職員が当たられたと聞いております。本当にご苦労さまでした。

また、相模原市でも震度5弱という強い揺れが起き、子どもたちも大変な恐怖を味わったことと思います。保護者や学校での適切な対応によりまして、子どもたちの不安は徐々に取り除かれるものと信じております。

計画停電など、今後の混乱が起きることが予想されます。相模原市の力、相模原市教育委員会の力が試される時だと考えております。引き続きまして、教育委員会を挙げて、この未曾有の事態に対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから相模原市教育委員会3月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、私、溝口と斎藤委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程1から4については公開の会議とし、日程5、議案第12号、相模原市立小学校及び中学校教職員の人事についてと、日程6、議案第13号、奨学金貸与の決定については、人事等個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議として取り扱うことで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、本日の会議は日程5、日程6を非公開とし、それ以外の議案については公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

◎溝口委員長 本日の会議の日程1から4については公開の会議とし、日程5、議案第12号、相模原市立小学校及び中学校教職員の人事についてと、日程6、議案第13号、奨学金対応の決定については、人事等個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議といたします。

□新・相模原市支援教育推進プランの策定について

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程1、議案第8号、新・相模原市支援教育推進プランの策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○小泉学校教育部長 それでは、相模原市支援教育推進プランの策定について、ご説明申し上げます。

現行の相模原市支援教育推進プランは、平成18年度から5カ年計画に基づき、施策を進めてまいりました。平成22年度は計画期間が終了いたします。

本市の支援教育を取り巻く状況、策定に当たっての視点、主な施策等について、学校教育課、土肥課長からご説明申し上げます。

○土肥学校教育課長 それでは、新・相模原市支援教育推進プランの概要について、ご説明いたします。

お手元の資料の「新・相模原市支援教育推進プラン（案）」をご覧くださいと思います。

本プランは、パブリックコメントを平成22年12月15日から平成23年1月19日まで実施し、99件のご意見をいただきました。今回、ご説明する内容は、これらのパブリックコメント及び4回にわたり実施された相模原市支援教育推進プラン改定委員会における意見に基づき、最終案としてまとめたものでございます。

はじめに、プラン策定の趣旨について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

本市におきましては、児童・生徒が成長の過程で共に学び合い、理解し合い、誰をも包み込むというインクルージョンの理念を踏まえ、平成18年3月に「相模原市支援教育推進プラン」を策定し、この5年間、様々な施策に取り組んでまいりました。

その成果と課題については、2ページから4ページの表にまとめております。

「支援体制の確立」につきましては、就学相談の充実、関係機関との連携が推進されたほか、支援教育コーディネーターの配置、校内委員会の設置、相模原市支援教育ネットワーク協議会の設置等が行われました。

「支援教育の充実」につきましては、支援シートの活用による個別の教育支援計画の作成等が推進されました。

「教育環境の充実」につきましては、特別支援学級全校設置、通級指導教室の設置及び支援教育学習指導補助員の配置が行われました。

5ページをご覧ください。

本市の支援教育は、「児童・生徒一人ひとりがみんな、楽しく、いきいきと学んでいる姿」を目指しております。

近年、各学校では、児童・生徒の多様な教育的ニーズが認識されるようになったこともあり、支援を必要とする児童・生徒数は増加しております。また、支援教育や福祉の充実などに伴い、一人の児童・生徒に複数の相談機関がサポートするようになり、その連携のあり方や一貫した支援等について、整理する必要もございます。また、心の問題のある児童・生徒や、日本語が不自由なことにより学習等に困難を抱える児童・生徒などへの対応も必要となってまいりました。

これらの状況に対応するためには、支援体制の充実や教職員の資質向上を図るとともに、関係機関等とのより充実した連携を図り、児童・生徒一人ひとりの特性や様々な教育的ニーズを見きわめ、共有し、成長過程に応じた継続した指導や支援の体制づくりに努めていく必要がございます。

そのような中、効果的で一人ひとりに応じた指導や支援ができる多様な学びの場を用意し、生活や学習上の困難を改善・克服することができるよう取組を推進することは、支援の必要のある児童・生徒に対する教育の質的向上につながるるとともに、障害等の有無に関わらない全ての児童・生徒の確かな学力と豊かな心の育成に資するものでございます。

本プランでは、対象を単に支援を必要とする児童・生徒に限らず、児童・生徒一人ひとりと考え、支援教育に取り組んでまいります。

続きまして、計画の概要について、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

新プランは、「新・相模原市総合計画」の教育における部門別計画である「相模原市教

育振興計画」の施策分野別計画として位置付けます。

計画期間は、平成23年度から31年度までの9年間とし、評価と進行管理につきましては、相模原市支援教育ネットワーク協議会において実施いたします。

7ページをご覧ください。

新プランは、現行プランと同様、「児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行う」ことを目標としております。「支援教育の充実」、「支援体制の充実」、「教育環境の充実」の3つの基本方針を設け、平成31年度までの9年間の本市の支援教育の基本的方向を示しました。

基本方針1、「支援教育の充実」では、通常の学級において、ユニバーサルデザインの視点に立った学級づくり・授業づくりを行うとともに、特別支援学級において、個に応じた支援を充実させてまいります。

基本方針2、「支援体制の充実」では、学校における支援体制を確立するとともに、関係機関等との専門性を生かした連携を進めてまいります。

基本方針3、「教育環境の充実」では、児童・生徒の学びを充実させるための教育環境の条件整備を進めてまいります。さらに、障害のある児童・生徒と保護者を支えるために、放課後や登下校時の送迎支援を含めた支援体制の構築を目指してまいります。

各方針の成果指標につきましては、8ページをご覧ください。

基本方針1についての成果指標は、「支援シートを作成している小・中学校の割合」とし、現在の84.5%を100%とすることを目指します。

基本方針2についての成果指標は、「支援教育コーディネーターが中心となり、関係機関、専門機関、保護者との連絡調整等を行った小・中学校の割合」とし、現在の88.0%を100%とすることを目指します。

基本方針3についての成果指標は、「知的障害学級と自閉症・情緒障害学級が設置されている小・中学校の割合」とし、現在の90.8%を100%とすることを目指します。

10ページをご覧ください。

新プランの体系は、10ページの図のようになります。

基本方針1、「支援教育の充実」の主な施策といたしましては、「一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導法の充実」、「関係機関との日常的な連携」等々を推進いたします。

基本方針2、「支援体制の充実」の施策といたしましては、「就学前から就学後に向けた円滑な連携の構築」、「相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実」等を推進いたし

ます。

基本方針3、「教育環境の充実」の施策といたしましては、「特別支援学級の市立小中学校全校設置」、「特別支援学級の障害種別の充実」、「通級指導教室の増設」等を推進いたします。

11ページをご覧ください。

児童・生徒や保護者、学校等との教育的ニーズに対して、こういった機関がどのような対応を行うか、表としてまとめたものでございます。

続きまして、12ページは、本市の学齢期を中心とした支援教育の体制を図式化したものでございます。児童・生徒、保護者を関係者や関係機関がどのようにつながり、支えているかを表しております。

各施策の詳細につきましては、本日はご説明を省略させていただきますが、14ページから24ページに、施策の背景となっております「現状と課題」、「施策の方向」を記載しております。

25ページにつきましては、主な施策の3カ年の進行計画をお示しいたしました。

なお、27ページ以降は資料となっております。

よろしくご検討をお願いいたします。

以上でございます。

◎溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

◎金川委員 相模原市の支援教育は、他市に比べても充実しているのではないかと考えています。小・中学校の特別支援学級の保護者から、安心して学校生活をおくれているという話を聞きます。

ただ、私ごとになりますが、中学3年生の娘がおりますが、これから義務教育を卒業して、社会に出るなり、高校に進学するなりといったときに、親としては、義務教育から巣立っていくときに、すごく不安を感じているのではないかと考えています。

特別支援学級のお子さんたちの中学卒業後の進路についてお伺いしたいのですが。よろしく申し上げます。

◎米澤学校教育課担当課長 特別支援学級に在籍している中学校の生徒さんですけれども、特別支援学校に進学する子を中心といたしましては、高等部を中心として進学する子とともに、サポートルームやサポート校など、その子どもの教育的な能力などに応じて、通信

制の高校、学校に進んでいく子どももおります。

◎**金川委員** それに引き続きまして、来年度、相模原市内に県立のすばらしい特別支援学校が開設されると思うのですけれども、先ほども、8ページにある目標や基本方針の中にも入っていましたけれども、その先の進学について、いろいろな組織と協力してという話がありましたので、市内にそれだけすばらしい特別支援学校があるということを伝えてあげると、保護者の方たちもすごく安心ができるのではないかと思います。

◎**斎藤委員** 今回、新しく立てられたプランだと思いますけれども、従前のプランとの違いと、今度の新しいプランの一番大きな特徴について、ちょっと簡単にご説明していただきたいのですが。

○**土肥学校教育課長** 新プランと現行プランの違い、それから、新しいプランの特徴についてのご質問でございますが、新プランの目標でありますとか理念につきましては、現行の支援教育推進プランのものを継承してございます。ただ、現行のプランの場合には、支援体制の確立の部分、あるいはそういう体系の構築等々がまだ課題としてございましたが、新しいプランにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、そういう支援教育の充実、さらに確立したものを充実していくという方向で、プランを策定してございます。

また、その主な特徴といたしましては、教職員のいわゆる資質の向上を目指した取組というものを充実させていくこと。それから、今も話題として取り上げていただきましたけれども、いわゆる関係機関による連携の充実。これを大きな2つの柱として、私どもはとらえております。

◎**斎藤委員** 昔に比べると、特別支援教育を受けさせたい親御さんの考え方ですとか、それから、受け入れる学校の雰囲気ですとか、世間の考え方が非常に大きく変わっているような気もいたしますし、また、多様な支援が必要なお子さんも増えてきているように感じているのですけれども、その辺への対応というのは、具体的に何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○**米澤学校教育課担当課長** 教育的ニーズは様々でございますし、それから、今、とりわけ教育的ニーズが認識されるようになっているので、今、委員がおっしゃるように、保護者の見方だとか、それから、先生方の見立ての部分も変わってきていると思います。

インクルージョンの考え方で、相模原市としては、基本的な理念は変わらないのですけれども、それに基づいて、その子たちが学びやすい一番適した学びの場を多く提供していくことこそ支援教育を推進していくことだと思っております。

◎斎藤委員 先生方へのご負担が多分増えてくるかと思えますけれども、ぜひ支援の方をよろしく願います。

◎金川委員 特別支援学級在籍のお子さんがいらっしゃるご家庭の保護者の方、その関係者の方、そのほかの方でも、このプランが、相模原市の支援教育がどのような方向に向かっていくのだろうとすごく関心もあり、期待も大きいことと思うのですけれども、パブリックコメントには、どんなご意見があったか、代表的なものだけでも教えていただければと思います。

○土肥学校教育課長 パブリックコメントでいただいたご意見についてでございますが、先ほどもお話ししましたとおり、99件、かなりのご意見をいただきましたので、ここでは複数の方々から同一の意見をいただいた多くのご意見、代表的なものを何件かお話しさせていただきます。

1つは支援教育の充実という方針の内容でございますが、複数の方から、いわゆる個別の指導計画はすべての効果、領域を明記してほしいというご意見をいただきました。特別支援学校の教育課程を参考にしている学校もありますことから、パブコメ時には理科と社会を項目として設けてございませんでしたが、この特別支援学校は小・中学校の教育課程に準じることから、小・中学校の教科、領域と基本的には同じにさせていただきました。

続きまして、支援教育の体制整備についてでございますが、複数の方々から、支援教育コーディネーターの重要性でありますとか、あるいはもっと周知を図る必要がある、あるいは専任化等々についてのご意見をいただきました。本市といたしましても、この支援教育コーディネーターは、今後、各学校における支援教育の中心的役割を担っていく、そういう立場であるというふうに考えておまして、支援体制の構築を目指し、今後もこの支援教育コーディネーターの周知を図るとともに、職務に専念できるような条件整備を進めてまいりたいと、このように考えていることをお答えいたしました。

そして、もう一点でございますが、教育環境の充実についてですけれども、複数の方々から、特別支援学級の児童が交流を行うための人的支援を充実してほしいと、こういうご意見をいただきました。このことにつきましては、交流でありますとか、それから、共同学習については、児童・生徒の実態を適切にとらえて、狙いを明確にして行う必要があるというふうに考えていること、また、それに基づいて、交流方法については各学校でかなり計画的に考え、実施されているということをお答えいたしましたところでございます。

また、この人的支援の部分、介助員についてでございますが、児童・生徒の日常生活で

ありますとか、身辺自立等の補助、あるいは介助を目的として、この介助員につきましては基準を設け、基準に基づいて配置をしているという、こういうお答えをさせていただいたところでございます。

◎**小林委員** 新プランで支援体制を確立し、さらに充実していくという説明をいただきました。

それで、このたび、支援教育のコーディネーターの配置がされておりますよね。コーディネーターの配置は私も非常に期待しているわけですが、先ほどの充実のところ、関係機関の連携をさらに充実していくのだと。それと、この支援教育コーディネーターの配置との関係をご説明いただけますでしょうか。

◎**米澤学校教育課担当課長** 支援教育コーディネーターが、校内支援体制の構築に向けて取り組んでいくことは大事なことでございます。コーディネーターの仕事としては、子どもの発達の特性や支援の方法について校内で共通理解を図っていくこと、保護者の相談や問い合わせに対応していくこと、関係機関と連絡や調整を行うことなどがあります。現在、支援教育コーディネーターが各学校に配置されており、学校に合わせた取組が行われていますが、どの機関とどのように連携を図ることがよいかなど、支援教育コーディネーターが充実した取組ができるように、これからも学校をサポートしていきたいと思っております。

◎**溝口委員長** あちらこちらにユニバーサルデザインという言葉が出てくるのですが、その説明が36ページに、ちょっと一番最後に触れてありますね。や行のところですか。それ以外に、そもそもユニバーサルデザインとは何かということと、それから、ユニバーサルデザインの視点に立った学級づくり・授業づくりというのは具体的にどんなものなのか、その2点をちょっと説明していただけたらありがたいのですが。

◎**米澤学校教育課担当課長** ユニバーサルデザインの視点というのは、そもそも障害のあるなしにかかわらず、どの子どもたちにもフォローできる、全ての子どもにとってわかりやすい視点であるととらえております。授業づくりや学級づくりを考えたときに、視覚的な教材を貼って授業の組み立てを示すだけでも、どの子どもにもわかる授業に近づくものと考えます。授業の工夫と共に、教師が子どもに対して丁寧に、簡単な言葉で、短く話すことや次のことを予告するなど、子どもたちが困らないように具体的に手だてを講じることが、ユニバーサルデザインの学級づくりや授業づくりにつながると考えております。

◎**溝口委員長** 今おっしゃったのは、学校でのユニバーサルデザインという意味ですよ。そうではなくて、一般社会というか、教育以外でもユニバーサルデザインという言葉を使

っているようなところがありますよね。そこのところもちよつとあわせて、もしおわかりでしたら、説明していただけたらありがたいです。

要するに、そもそもユニバーサルデザインというのは、どういうところから発生して、どういうことを目的として、そういう言葉をつくってきたかという。そういう中で、教育ではこうだということが、今、説明されたと思うのですけども。

○米澤学校教育課担当課長 ユニバーサルデザインのその根本の言葉を定義する資料が手元にはないので申し訳ありませんが、ユニバーサルデザインとは「すべての人のためのデザイン」と考えます。最初からできるだけ多くの人ができるようなデザインにしていくこと、誰でも使えるすべての人のためのデザインがユニバーサルデザインであるととらえております。

◎溝口委員長 よくわかりました。

あと、もう1つ、よろしいでしょうか。35ページですが、この用語の説明の中で、上から5つ目の支援教育学習指導補助員、これは市の職員と書いてありますね。それから、支援教育指導員、これも市の職員。それから、支援教育コーディネーター、これは教員というふうに書いてありますが、この違いについて、もう少しわかりやすく説明していただけますか。

○土肥学校教育課長 それでは、順番にお話しいたしますが、支援教育学習指導補助員は、通常の学級に在籍しまして、発達障害等、個別の配慮を要する児童に対応するために、学級担任や教科担任と協力して、子どもたちの支援に当たる職員としまして、市費で各学校に配置をしている職員のことでございます。基本的には教員の免許を有するといった職員を配置しているところでございます。

続きまして、支援教育指導員は、通常、学校教育課に所属をいたしておりまして、各学校の支援教育のいわゆる指導の内容及び方法、あるいは個別の指導計画作成でありますとか、校内の支援体制づくりに出向いていきまして、指導・助言等々を行う非常勤特別職職員でございます。

それから、支援教育コーディネーターは、今の現状といたしましては、担任でありますとか、あるいは教員であり、担任は持っていないけれども、級外に所属する職員等々に、この支援教育コーディネーターという職を任命いたしまして、小・中学校における支援教育の校内体制の確立でありますとか、子どもたちへの支援の計画を立てる上での学校での中心的役割を担っている、そうした職員のことです。

◎溝口委員長 大体わかったのですが、支援教育学習指導補助員という方は、これは非常勤なのですか。それから、支援教育指導員、これは非常勤特別職職員と今おっしゃいましたけども、市としては何人ぐらい採用するのかということと、支援教育コーディネーターというのは学校に1人ずついるような感じですが、こういう方々は、今後、研修等で育てていくわけですか。

○土肥学校教育課長 まず、支援教育学習指導補助員についてでございますけれども、現在、市内109校ございますけれども、その中にこれまで70人の配置をしまいたところでございますが、学校からの要望が非常に強いことから、平成23年度は74人配置をする予定でいる非常勤特別職職員でございます。

それから、支援教育コーディネーターについてでございますけれども、基本的には各校に1名配置をしておりますが、複数配置校というのもございます、109校の中で現在122名、支援教育コーディネーターの役割で任命をし、位置付けているところでございます。基本的には、こういう支援教育にこれまでもいろいろご尽力いただきました先生方を任命しておりますけれども、当然のことながら、このコーディネーターとしての役割につきましても、まだ経験が非常に浅いものでございますというようなことで、この辺は当然、これから研修で内容を充実していかなければいけない、そういう思いは持っているところでございます。

◎溝口委員長 支援教育指導員は何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○土肥学校教育課長 支援教育指導員につきましては、学校教育課所属ということで非常勤特別職職員3名を配置しております。

◎溝口委員長 支援教育指導員が随分少ないような感じがしますが、3名ぐらいでよろしいのですか。

○米澤学校教育課担当課長 支援教育指導員は、専門性の高い方を3名ほど配置させていただいています。各学校の取組に対して、学校を巡回して、先生方の指導に当たるといってか、助言ですとか、子どもに関する相談を受けることによって、継続的にその子の観察をし、これからの方向性を考えるような形ですので、学校からニーズがあったときに動くということで、指導主事と一緒に活動することもございますので、現在3名ということで配置させていただいております。

◎小林委員 9ページのところでございます。成果指標について、1つお伺いしたいのですが、基本方針3の教育環境の充実で、成果指標は小・中学校に知的障害学級と自閉症・情

緒障害学級が設置される割合ということで、90.8%の数字が上がっております。

33ページの特別支援学級の設置校の一覧表、平成22年5月1日現在を見ると、小学校の未設置校が1校、鶴園小ですか。それで、中学校が谷口中、上溝南中、若草中、鶴野森中の4校ですかね。そのほか、閉級になった学校もあるわけでございますけれども。

この90.8%という数字が示す裏の数字ですが、9.2%ですか、この数字が生まれてくる背景というのは何かあるわけですか。全くそういう対象児が支援教育の必要がないのか、あるいは何かの理由で設置できないのか、その辺を説明いただければと思います。

○米澤学校教育課担当課長 開設に向けての条件といたしましては、まず、そこに入るニーズのある児童や生徒がいるということ。それから、もう1つは、その場所の、設置の教室の部分がございまして。ですから、これから先、生徒や児童が推計として来年度増えていくという可能性がある場合は、そのあたりの教室の部分が、なかなか開設に至って確保できないという現状がありますので、今後の増設に向けては、ハードの部分も含めて考えていかなくてはいけないということになると思います。

来年度は小学校1校、鶴園小に特別支援学級が開設される予定になっておりますし、それから、中学校も、鶴野森中に特別支援学級が開設することになっております。今後、全校設置を目指していこうと思っております。

◎小林委員 これは開設に関して、財政的負担というのは、本市にかかってくる部分があるのですか。

○土肥学校教育課長 いわゆる教室を確保するという視点で、新たな教室をつくるということではなく、今ある教室を教育支援学級用に整備するという部分で財政的な負担を求められるところはございます。

◎小林委員 人件費の問題もありますね。

○小泉学校教育部長 定数ということになりますので、改級する形になれば、県の方から定数が来るという形になってございます。

◎小林委員 県の負担ですね。わかりました。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、それでは、これより採決を行います。

議案第8号、新・相模原市支援教育推進プランの策定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

□相模原市スポーツ振興計画の改定について

◎溝口委員長 次に、日程2、議案第9号、相模原市スポーツ振興計画の改定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第9号、相模原市スポーツ振興計画の改定について、ご説明申し上げます。

スポーツ振興計画の改定に当たりましては、相模原市スポーツ振興審議会から答申をいただき、改定案がまとまりましたことから、本議案を提案させていただくものでございます。

提案の理由でございますが、さらなるスポーツ振興に向け、計画的で効果的な施策や事業展開を図っていくため、相模原市スポーツ振興計画を改定いたしたく、提案するものでございます。

それでは、相模原市スポーツ振興計画の改定案につきまして、お手元の資料に基づき、ご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の「相模原市スポーツ振興計画（改定案）」の3ページをお開きいただきたいと思います。

1、相模原市スポーツ振興計画の改定に当たってでございますが、この章では計画改定の背景や趣旨などをまとめております。

(1) 背景でございます。

現計画は平成16年に策定したもので、市民の自主的なスポーツ活動を支援していくことに重点を置き、取組を進めてまいりましたが、平成18年、19年の津久井地域との合併を経て、平成22年4月には政令指定都市へと移行し、「新・相模原市総合計画」に基づくまちづくりが始まりました。

また、国においても、昨年8月に「スポーツ立国戦略」が策定されるなど、スポーツを取り巻く環境は新たな段階を迎えております。

こうした状況を反映するとともに、他の計画と整合を図り、より多くの市民が、それぞれのライフスタイルに合わせ、スポーツに親しむとともに、参画できる環境を整えるため、

計画を改定することといたしました。

(2) 趣旨でございます。

国の「スポーツ立国戦略」では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、全ての人々に保障されるべき権利の一つである」として、スポーツをする人はもちろん、競技を見て楽しむ人、スポーツを支え育てる人など、スポーツに関わる人々が、その意義や価値を共有し、「新たなスポーツ文化」を確立していくことを目指しております。

計画の改定に当たりましては、これまでの「する」スポーツとともに、新たに、市民の皆様がスポーツを身近に観戦し、感動や共感を分かち合う「観る」スポーツと、ホームタウンチームやアスリートを応援し、支援する仕組みづくりを進める「支える」スポーツにも重点を置いたスポーツ環境づくりを進めてまいることといたしました。

4 ページをお開きください。

(3) 相模原市のスポーツ振興の動向でございます。

この項目では、市政に関する世論調査などに基づき、市民の動向をお示ししました。

主なものとしましては、まず、①「する」スポーツについての動向でございますが、週1回以上スポーツを行った市民につきましては、前回、平成13年度調査時には約25%だったものが大幅に増加し、50%を超える結果となりました。

次に、②「観る」「支える」スポーツについての動向ですが、大きなイベントや大会を開催してほしいと望む市民が男性で40%余りあり、また、市民が一体となって応援できるクラブチーム等については、50%以上の市民が、何らかの競技のホームタウンチームを望んでいることなどがアンケート結果から見ることができます。

5 ページをご覧ください。

(4) これまでの計画の成果と検証です。

これまでの施策について、取組状況や課題等を調査し、成果の検証を行いました。

その結果、今後も実効性が見込まれる施策につきましては、引き続き、取組を進めるとともに、内容の重複や、実情と合わなくなってきた施策等については、整理・統合をさせていただきます。

①総合型地域スポーツクラブの育成についてでございます。

この施策は、国も重点施策の一つと位置付け、本市でも重点的に取り組んでまいりました。

成果といたしましては、平成22年度までに9つのクラブが創設されており、市民に

「総合型地域スポーツクラブ」の意義を知っていただくためのPR等も実施しております。

本施策につきましては、生涯スポーツ社会の実現に向けて、大きな役割が期待できることから、今後も重点施策として位置付けることといたしました。

②地域と連携した学校運動部活動の見直し・充実についてでございますが、本施策は、中学校の運動部活動において、指導者の確保などが課題であり、地域との連携の中で取り組んでまいりましたが、技術者・指導者の派遣を行うなど、着実な成果が見込まれることとなったことから、今後は通常施策として、引き続き、実施してまいりたいと考えております。

6ページをご覧ください。

③企業・大学等の指導者活用システムの構築についてでございますが、本施策は、広く指導者を確保できるシステムの構築を目指しておりましたが、神奈川県において同様のシステムが構築され、人材の確保が可能となったことから、通常の実策として、引き続き、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページから7ページにかけてでございます。

(5)として、スポーツ振興に向けた課題を5つの項目で整理させていただきました。

①は「身近な地域での年齢・体力など様々な状況に応じたスポーツ環境の整備」であり、②は「青少年期の体力・運動能力の向上」、③は「拠点性の高いスポーツ施設の整備と多機能化」で、④は「スポーツへの参画機会の充実」、⑤は「スポーツ振興によるまちづくりの推進」といたしました。

これらの課題を踏まえ、本市のスポーツ振興の充実を図りたいと考えました。

8ページをお開きください。

(6)計画の位置付けでございます。

図でお示ししましたとおり、「新・相模原市総合計画」の部門別計画が「相模原市教育振興計画」でございまして、スポーツ振興計画は、その「施策分野別計画」と位置付けました。

下段の(7)計画の期間でございますが、計画の期間は、平成23年度から31年度までの9年間とし、総合計画など上位計画と合わせていただきたいと思いますと考えております。

それでは、11ページをご覧いただきたいと存じます。

2、計画の基本方向でございます。

この章では、計画の基本理念や目標などをまとめました。

(1) 2つの基本理念でございますが、明るく豊かで活力に満ち、だれもが、いつでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会の実現」、そして、日常生活の中にスポーツを取り入れ、一人ひとりが自らの考えや好み、ライフスタイルに応じて、様々な形でスポーツを楽しむことができる「豊かなスポーツライフの実現」、この2つの理念のもと、だれもが身近にスポーツやレクリエーションに親しみ、関わることのできる環境を、市民の皆様と行政が連携・協力してつくり上げていくことを目指すことといたしました。

ページの下には、本計画のサブタイトルと、新たに決めました「夢・感動・笑顔があふれるスポーツ都市・さがみはら」というキャッチフレーズをお示ししております。

12ページをご覧ください。

ここでは、基本理念に基づいた3つの基本目標を掲げました。

1つ目は、「地域におけるスポーツ環境の充実」であり、2つ目は、「スポーツ施設及びスポーツ情報提供体制の充実」、3つ目は、「「観る」「支える」スポーツ環境の整備」といたしました。

(3) 5つの成果指標です。

1つ目の「スポーツを定期的に行う市民の割合」と、2つ目の「総合型地域スポーツクラブの数」につきましては、これまでの計画から引き継ぐ成果指標でございます。

3つ目の「公共スポーツ施設の年間延べ利用者数」は、教育振興計画に示したものと同様の指標です。

新たな項目といたしましては、「スポーツ観戦率」と「ホームタウンチームの認知率」を加えさせていただきました。

13ページになりますが、(4) 6つのリーディングプロジェクトでございます。

リーディングプロジェクトとは、21ページ以降に示します各施策の中から、特に重点的に取り組む事業のことでございます。

①だれもがいつでも加入でき、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ推進事業」、②自然や人的財産を生かし、特徴ある事業を展開する「スポーツポテンシャル事業」、③拠点となる施設を整備し、その可能性と潜在力を効果的に活用する「スポーツ施設バリュー事業」、④スポーツ選手やクラブ等と連携し、本市の良好な都市イメージを醸成・発信する「スポーツコネクション事業」、⑤集客性・話題性にすぐれた大会等を招致する「スポーツプレミアビュー事業」、⑥市全体でホームタウンチームなどを応援

する機運を醸成し、地域活性化を図る「スポーツプライド事業」です。

14ページをご覧ください。

「リーディングプロジェクト①総合型地域スポーツクラブ」の説明です。

総合型地域スポーツクラブ推進事業の考え方と具体的な施策例について、推進プログラムとともに掲載いたしました。

15ページは、「リーディングプロジェクト②スポーツポテンシャル事業」で、ポテンシャルとは潜在力、可能性という意味ですが、これは本市の自然や人材などの潜在力や可能性を生かしたスポーツ事業を展開していこうとするものです。

ページの下段には、具体的な施策例と推進プログラムを掲載しておりますが、以下の項目はすべて同様の構成としております。

16ページをご覧ください。

「リーディングプロジェクト③スポーツ施設バリュー事業」です。

バリューとは価値という意味ですが、これはスポーツ施設について、特にこれから設置していこうとする施設は、将来にわたる活用や施設の目的を十分に検討し、市民の皆様にとって価値のある施設となるよう、計画的に取り組んでいこうとするものです。

17ページは、「リーディングプロジェクト④スポーツコネクション事業」です。

これは本市にゆかりのあるトップアスリートなどとの連携を深め、選手やチームの情報を積極的に発信することにより、市民のスポーツへの関心や相模原市への愛着心を高めるとともに、市のPRを行っていこうとするものです。

18ページをご覧ください。

「リーディングプロジェクト⑤スポーツプレミアビュー事業」です。

これは質の高いスポーツが観戦できる大会などを市内で開催していこうとするものです。

また、市内に拠点を置き、トップレベルを目指している、いわゆるホームタウンチームの試合観戦を促すなど、スポーツ人口やファンの拡大を図るなど、様々な形でスポーツを支えていく状況を整えていこうとするものです。

19ページは、「リーディングプロジェクト⑥スポーツプライド事業」です。

これは本市のホームタウンチームの活躍や活動により、市民の一体感や地域の活性化を促そうとするものです。

20ページをご覧ください。

本振興計画を体系図にまとめたものです。

左から基本理念、目標、施策の方向と整理させていただきました。

リーディングプロジェクトは施策の方向の欄に星印で示しております。

21ページをご覧ください。

(5) 施策の展開でございます。

この21ページから26ページにかけては、3つの基本目標に基づいた14の施策の方向や、93の施策例を具体的に掲載しております。

それでは、21ページからご説明したいと思います。

基本目標1「生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境の充実」でございます。

この目標に対する本市の現状といたしましては、市内に9つの総合型地域スポーツクラブが創設されていることなどがございますが、課題といたしましては、スポーツ実施率のさらなる向上などを掲げております。

こうした現状と課題に対しまして、次ページにかけての表でお示しますとおり、施策の方向としては、「地域のスポーツ活動の推進」、「健康づくり・社会参加のためのスポーツの推進」、「青少年期のスポーツ環境の整備・充実」など、6つを施策の方向として掲げ、具体的な施策としては、38例を掲げました。

23ページをご覧ください。

基本目標2「豊かなスポーツライフ実現のためのスポーツ施設及びスポーツ情報提供体制の充実」でございます。

現状といたしましては、「観る」「支える」スポーツなどの施設の整備・充実が必要となっていることなどを掲げました。

課題といたしましては、拠点性や多機能性にすぐれた施設の整備などを掲げました。

このような現状や課題に対しまして、24ページに表でお示ししておりますとおり、施策の方向としては、「計画的なスポーツ施設の配置・整備・活用」などの3つを、また、具体的な施策として26例を掲げました。

25ページをご覧ください。

基本目標3「豊かなスポーツライフ実現のための「観る」「支える」スポーツ環境の整備」でございます。

現状といたしまして、トップアスリートなどとの連携体制が必要となっていることなどを掲げました。

課題といたしましては、トップアスリート等の情報発信体制の整備と、市民との交流機会の充実などを掲げました。

このような現状や課題に対しまして、26ページに表でお示ししておりますが、「スポーツを通じ、良好な都市イメージの醸成」など、5つの施策の方向及び29の施策例により、スポーツ振興を図ってまいりたいといたしました。

29ページにお進みいただきたいと思います。

3「計画の推進に向けて」でございます。

この章では、この計画を推進していくことに当たりまして、市民や地域、関係団体等との連携と協力によるスポーツ振興の推進について、まとめました。

本ページから31ページにかけて、①「市民にとってのスポーツ」や②「地域でのスポーツ」、③「大学、企業、民間スポーツ事業者との連携・協力」から⑥「行政の役割」などを掲げております。

31ページの下段の(2)計画の進行管理ですが、相模原市スポーツ振興審議会により進行管理を行うこととしました。

この計画に掲げております各施策等は、「新・相模原市総合計画実施計画」の進捗状況や市民ニーズなど、必要に応じて見直すことともしております。

続きまして、本計画の資料編についてでございますが、資料編では、この計画を改定する経過や本市のスポーツ環境の状況をあらわすデータ、また、基礎資料としたアンケート調査の結果やパブリックコメントの結果などを8章41ページにわたって掲載しております。

本編に、この資料編を付して、市民の皆様にご覧いただきたいと思いますと考えております。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 ちょっと質疑ということとは違ってしまふかもしれないのですが、スポーツに携わる者として、このプランはすごく最新のなところに着目がされているなと思っています。特に、「する」人と「観る」人と「支える」人に注目した点は、なかなか新しい視点ではないかと思えます。それから、進行に向けた5つの課題というのも、全く今のスポーツ界における弱点が浮き彫りにされていて、それに改善されようと向かっていく方

向が示されていると思っています。

それから、基本の方針などで、サブタイトル、キャッチフレーズなどを見ても、とてもすてきなサブタイトル、キャッチフレーズがついていますし、6つのリーディングプロジェクトなども、スポーツポテンシャル事業やスポーツコネクション事業など、すばらしいネーミングで、スポーツ人としてはとてもわくわくして、これから何ができるのだろうか、こんなこともできるのではないかと、あんなこともできるのではないかと、すごくわくわくするようなことが書いてあります。1つ、強いて言えば、私がやっている総合型スポーツクラブの推進事業というのは、何となく一般的で残念でした。スポーツをやっている人たち、市民の人たちがこれを見ると、やっぱりすごくスポーツに携わりたいという気持ちがわいてくる、わくわくするようなものだと感じています。

ただ、いつもいろいろな場面で私も言わせていただいているのですが、市民の人たちがなかなかこれを目にする機会とか、こういうことを聞いたりするというのがすごく少ないので、もっといいインフォメーションの仕方があるのではないかと思います。ここにいると、すごくすてきなことをやっていると感じるのですが、いざ地域に帰って、家庭に入ると、なかなかこの空気がそこまで伝わってこないというのが、いつも残念でなりません。ホームページや広報を活用されていて、市民の皆さんが積極的に見ようとすれば見れはしますけれども、こういうことをやっているのだというのがなかなか届かないなといつも思っていて、ずっとずっとずっとそのことをどうしたらいいのだろうと考えてはいたのですけれども。

1つの例として、今年、はやぶさのことや東海大学相模高等学校野球部のことなどで、相模原市という言葉がテレビからすごくたくさん飛んで入ってきました。そうすると、相模原市に住んでいる私たちはすごくうれしくなるのですね。やっぱりテレビというのはすごく大きな力があるなと感じましたので、これから推進していくスポーツ振興計画ですけれども、この先、私たちがこの計画をどう実施していくかで、市民の皆さんに相模原市のスポーツ振興にかける意気込みは本気だぞということが届いていくのではないかなと思いますので、すごくいいものができつつあるなと思っていますので、この先、私も含めて、NHKに出られるぐらいの日本一のいろんなことをできたらいいなというふうに感じています。米軍の補給廠の返還などもあって、いろいろと注目をされているところだと思いますので、頑張っていきたいなと感じています。

◎溝口委員長 これについて、何かお答えはございませんでしょうか。

○八木スポーツ課長 今、金川委員がおっしゃったとおり、今までの、どちらかというところ、本市のスポーツのPRの仕方が弱かったかなという感じがしております。ですから、この計画ができましたら、市のホームページ、そして、作成ができましたら、各公共施設に配布して、市民の皆様の目に止まるような形にさせてもらおうと思っております。

それから、PRの関係ですが、確かにテレビという効果は非常に大きいと思います。確かに、はやぶさが相模原市のよいイメージをつくりました。高校野球では、東海大学相模高等学校野球部が、相模原市をPRしていくことも必要だと思いますので、ここで、スポーツプライド事業等で相模原市のトップチームの支援ということも行っておりますので、そういった支援を行いながら、そのチームのPRも含めて、本市のPRを進めたいと思っております。

◎斎藤委員 質問というより、お願いなのですが、今回のスポーツ振興計画を読ませていただいて、2つの非常に違った要素が入っているわけですね。1つは、地域と連携した青少年の体力向上ですとか、地域総合型のスポーツクラブを育成するといったようなボトムアップの要素と、それから、「観る」スポーツで、例えば大きな大会を呼んでくるとか、クラブチームを盛り上げる、どちらかというところ相模原市をPRする要素の強いもの。これは進む方向もアプローチも全く違うもので、どちらかというところ、前半のボトムアップの部分は、今まで行政としては得意としてやってきた分野だと思うのですが、ここへ来て、新しくスポーツプライド、プレミアビューといったような部分に、今、打って出るというのが全面に押し出されているのですが、その場合には、どちらかというところ、民間の要素が非常に強くなってくると思いますので、やっぱりタイミングとスピードというのが多分すべてで、それにかかるお金もかなりかかる部分もございますので、全く異なる2つの要素を同じところでやっていくのは難しいかと思うのですが、ぜひ新しい視点、新しいアプローチを心がけて、チャンスを逃さないような施策、行動をとっていただきたいなというふうに思います。

○八木スポーツ課長 確かに、1つは、今までの「する」スポーツという形で、皆さんがするスポーツということになります。もう1つは、これは新しく「観る」と「支える」スポーツという形で、あとはトップチームの支援ということがございますので、そこの融合に関しましては、相模原市にある各チームも、いわゆる地域貢献という形で、どんどんその地域のチームで指導することなど積極的に地域に貢献したいと考えております。また一方では、子どもたちにトップレベルのチームの試合を見せるというような形での支援など、

両方の面から本市のスポーツを盛り上げていくということですから、タイミングを逃さず、両面から支えていきたいと考えております。

◎**金川委員** この中では、スポーツ施設の充実とか、スポーツ施設の環境の充実という部分にあたると思うのですけれども、ここ近年、温暖化が進んでおり、スポーツをする環境が以前とは変化してきていると感じています。今までどおり、例えば市内のスポーツ施設を使うにしろ、学校の体育館を使うにしろ、学校のグラウンドを使うにしろ、同じような根性スポーツでは済まされないような部分も出てきていると感じていますので、暑さ対策や安全対策に関しても、大きな事件につながってからでは遅いと思いますので、事前に先へ先へ考えていってほしいなと思います。

○**八木スポーツ課長** 確かに、去年の夏の猛暑ということがございました。総合体育館につきましては、空調を整備した中で、使用していただいております。また、例えば陸上競技場などでは、シャワーのようなもので、トラックを走っている選手に対して、暑さ対策を講じております。北総合体育館ではまだ空調が整備されておられませんので、扇風機をつけ、換気をよくして、熱中症等への対策をさせていただいております。

◎**溝口委員長** 資料編の23ページ、そこに主な運動・スポーツの種目というのがありまして、ウォーキングが、これは年代順になっていますけれども、単純に足しますと、60%を超えているわけですね。それから、同じく28ページの行いたい運動・スポーツを見ますと、圧倒的にウォーキングが多いわけですね。

このウォーキング、あるいは散歩をするようなところというのは、昔は緑道というのがあったと思うのですが。緑道はその後、どういうふうに整備されつつあるか、今後、整備する計画があるのか。

それから、もう1つ、境川という川がありますけれども、境川の対岸ですね、東京都になりますけれども、あそこはすごく整備されているのです。それで、アスファルトになっておりまして、自転車は通れない、あるいは通ってもいいのかどうかわかりませんが、非常に整備されている。ところが、神奈川県側を見ると、そういう整備がちょっと東京都に比べて遅れているように感じるのです。周辺を整備をすることによって、散歩する人の便宜をもっと図れるのではないかと思います。

緑道と、その相模川沿いの整備について、お考えがありましたらお答え願いたいと思います。

○**八木スポーツ課長** まず、緑道です。田名地区から緑道がありまして、現在もウォーキン

グで使っている方もいらっしゃいます。砂利道となっているところが若干あるのですが、常時、補修しております。

また、このウォーキングに関しましては、淵野辺公園などの公園の中でもウォーキングをされている方が多くいらっしゃいます。

境川周辺の整備につきましては、現在は、ウォーキングコースを整備することは考えておりませんが、そのような川沿いを利用して、ご自分でウォーキングされている方というのはいらっしゃると思います。

相模川周辺につきましても、田名地区などで、ウォーキングをしている方もいらっしゃいますが、現在は、ウォーキングコースを整備する計画はありません。

◎溝口委員長 わかりました。

○菊地原スポーツ課担当課長 なお、緑道に関しては、例えば総合体育館の周りに緑道がございます。その周辺は大きな区画整理を計画しておりまして、そういった区画整理の整備に合わせて、緑道を整備していこうということもございます。

○大貫生涯学習部長 境川は、ご承知のとおり、地形的に町田市側が平たんで、相模原市側が段丘崖で、がけなものですから、整備しにくいところが非常にありますが、相模原市としては、この重要なポテンシャル、横浜水道というのが市を縦断しているのです。これをまた整備して、現在、ウォーキングで使ったり、あるいは簡単にジョギングで使えたりできるような形で整備させていただいております。

それから、相模川沿いの整備については、相模川計画というものの中で、これはハイキングといいますか、ところどころにトイレを整備したり、田名向原の遺跡資料館も計画の位置付けの中で整備させていただいております。

また、公園の中にも、例えば横山公園ですとか、それぞれジョギングコースというものを整備させていただいております。淵野辺公園などでも、そういったコースを設置させていただいております。

◎小林委員 11ページでございます。ここに丸が2つございまして、2つの基本理念がうたわれておりますね。この理念に基づいて、12ページの基本目標1、あるいは特に13ページのリーディングプロジェクトの総合型地域スポーツクラブ推進事業等に関しては、市内に250名もおられる体育指導委員がかかわってくる部分が非常に多いのではないかと思います。ただ、この動きは、このプランにかかわらず、以前からも行われていたと思うのですが。それに対して、体育指導者は具体的にどういうかかわりをやってきたのか、

あるいは体育協会との関係はどうだったのかという部分を、まず、ご説明いただければと思います。そして、その課題に対してどう向かっていったらいいのかという部分が、もしおありでしたらいただきたいと思います。

○菊地原スポーツ課担当課長 体育指導委員についてでございます。計画では30ページになりますけど、体育指導委員と体育協会との連携・協力という形で載せさせていただきます。この中で、体育指導委員につきましては、現在、約250名の方が地域で活動していただいています。

主に公民館の事業や総合型地域スポーツクラブにつきましても、現在、大沼地区・若松地区で、設立に向けて準備会が開かれておりますが、中心的な役割を担っていただいております。様々な地域の活動に対して、ご指導・ご協力をいただいているというところでございます。

また、今後につきましても、体育協会も含めてなのですが、スポーツ振興の大きな担い手になるかと思っておりますので、連携・協力を一層深めて実施していきたいと考えております。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第9号、相模原市スポーツ振興計画の改定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

ここで職員の入れ替わりがあるようです。よろしく願いいたします。

□第二次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について

◎溝口委員長 それでは、次に、日程3、議案第10号、第二次相模原市子ども読書活動推進計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第10号、第二次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について、ご説明申し上げます。

子どもの読書活動の推進に当たりましては、平成17年に第一次計画となります「相模

原市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な取組を行ってまいりました。

このたび、計画期間の満了に伴い、これまでの取組の成果や課題などを検証し、第二次計画（案）をまとめ、提案させていただくものでございます。

それでは、第二次相模原市子ども読書活動推進計画（案）につきまして、お手元の資料に基づき、ご説明させていただきたいと存じます。

お手元の「第二次相模原市子ども読書活動推進計画（案）」をご覧いただくとともに、1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、「第1章、第二次計画の策定に当たって」、「1. 子どもを取り巻く環境と子どもの読書活動の意義」でございます。

子どもの読書活動は、子どもたちが人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものでございます。

子どもたちが自ら読書を楽しむ習慣を身につけるためには、子どもの発達段階に応じた読書への働きかけが重要であることから、家庭、地域、図書館、学校などが一体となって子どもの読書活動を推進していくことが必要と考えております。

次に、「2. 第二次計画策定に向けて」でございます。

本市では、平成17年4月に第一次計画となる「相模原市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な施策に取り組んでまいりましたが、読書離れなどの引き続き取り組むべき課題も明らかになっております。

第二次計画につきましては、これらを踏まえ、「第二次相模原市子ども読書活動推進計画」として策定するものでございます。

次に、「3. 計画の位置付け」でございます。

本計画は、「相模原市教育振興計画」の施策分野別計画といたします。

2ページをご覧ください。

「4. 計画の対象」でございますが、0歳から概ね18歳までといたします。

また、「5. 計画期間」でございますが、平成23年度から平成31年度までを計画の期間とし、具体的な施策に係る部分につきましては、平成27年度を目途に検証と評価を行い、その結果に応じて見直しを行うものといたしました。

続きまして、3ページから11ページにかけてが第2章になります。

「第2章、第一次計画における取組と成果及び課題」を、各機関ごとに整理させていただきました。

3 ページの「1. 図書館における取組・成果及び課題」でございますが、図書館では、重点事業として5つの事業に取り組んでまいりました。

主な取組の成果といたしましては、「子ども読書の日」関連事業の充実でございますが、ボランティアとの協働が進み、事業が定着化しております。

「ボランティア養成講座の実施」につきましては、図書館で開催し、内容や開催回数の充実を図るなどの取組が進んでおります。

また、「学校向け図書館利用マニュアルの作成」につきましては、学校向け「図書館利用ガイド」を新たに作成し、市内小中学校へ配布を行い、図書館利用の促進を図っております。

4 ページをご覧ください。

児童サービスの充実では、おはなし会の開催数の増加や、図書館ホームページに「こどもページ」を開設いたしました。

5 ページをご覧ください。

「団体等との協働」、「子ども読書活動推進に関する気運の醸成」などにも取り組み、特に「団体等との協働」につきましては、重点事業で取り組まれた養成講座から新たなボランティア団体が結成され、図書館との協働が進んだことが成果と言えます。

6 ページをご覧ください。

これまでの取組の結果から、「図書館における課題及び今後の方向性」といたしまして、「子どもの発達段階やニーズに応じた蔵書の充実」、「公民館等との連携による地域の子どもたちに身近で豊かな読書環境の提供」、「学校図書館との連携の推進」など、5つの項目に整理いたしました。

次に、「2. 学校等における取組・成果及び課題」でございます。

学校では、重点事業として、「読書習慣の取組」や「学校図書館の蔵書の充実」など、9つの事業に取り組んでまいりました。

主な取組の成果といたしましては、「学校図書館の蔵書の充実」につきましては、学校により差はあるものの、学校図書館図書標準における達成率は平均すると100%を超え、また、蔵書情報のデータベース化など、一定の効率化が図られました。

なお、校内LANの活用につきましては、ソフトの変更や個人情報の取り扱い等、今後、さらに研究が必要な課題も明らかとなっております。

8 ページをご覧ください。

その他の取組といたしましては、「読書に親しむ子どもの育成」や「読書環境の整備」などにも取り組んでおります。

9ページをご覧いただきたいと思いますが、幼稚園・保育所での活動の推進につきましては、子どもの身近に本を置き、子どもが利用しやすいよう、各園で工夫を施すなどの取組が進んだほか、ボランティアとの協働による絵本の読み聞かせや、保護者への読書活動への啓発等の取組が行われました。

これまでの取組の結果から、課題及び今後の方向性といたしましては、「司書教諭・学校図書館図書整理員・学校支援ボランティア等の連携による機能的な学校図書館運営」など、8つの項目に整理いたしました。

次に、「3. 関係機関における取組・成果及び課題」でございます。

10ページをご覧ください。

総合学習センターや青少年学習センターなどで、各機関、施設において、特色ある取組が進みました。

11ページをご覧ください。

関係機関における課題及び今後の方向性につきましては、「公民館における子どもの読書活動に関連する講座や図書館との共催事業の実施」、「各機関での絵本の読み聞かせや親子読書を通して、より多くの保護者に向けた子どもの読書活動への啓発」など、3つの項目に整理いたしました。

12ページをご覧ください。

続きまして、「第3章、第二次計画の基本的な考え方」でございますが、イメージ図のとおり、家庭、地域、図書館、学校などがそれぞれの役割を認識し、相互の連携のもと、子どもの読書活動の推進に取り組むものでございます。

「1. 計画の目標」でございますが、「相模原市の全ての子どもたちがたくさんの本に出会い、その楽しさを知ることにより、読書を通して生きる力を育むことができるよう、読書環境の整備を図るとともに、自ら進んで読書に親しむ子どもの育成を図ります。」といたしました。

「2. 基本方針」でございますが、第一次計画を継承し、3つの基本方針といたしました。

1つ目は、「子どもたちが本とふれあう場所をつくろう！」とし、子どもが望む本をいつでも提供でき、子どもが身近に、気軽に読書を楽しめる環境の整備に努めてまいります。

2つ目は、「子どもたちに読書の楽しさを伝えよう！」とし、本の世界の魅力に出会える読書のきっかけをつくり、子どもの自主的な読書活動を推進いたします。

3つ目は、「子どもたちの読書を応援しよう！」とし、大人も子どもと一緒に読書を楽しむ環境の整備・充実を図ってまいります。

これら3つの基本方針を踏まえ、子どもの読書活動を推進してまいります。

13ページをご覧いただきたいと思います。

横長のページとなって、ちょっと見にくいのですが、本計画の体系をあらわしました。

3つの基本方針に基づき、推進への取組として、「家庭・地域における子どもの読書活動の推進」など、5つの柱を掲げ、これらに連動する主な施策として、22の施策を示しました。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

「第4章、子どもの読書活動推進のための方策」として、主な施策と具体的な取組を掲載いたしました。

それぞれの施策の説明を申し上げます。

「1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進について」でございます。

「(1) 家庭への支援」につきましては、子どもの読書習慣の形成には、生活の基盤となる家庭の役割が大きいことから、15ページの表にありますように、2つの施策として、1「保護者に対する読書活動への理解の促進」、2「家庭における読書活動への支援」とし、9つの事業を取り上げました。

次に、「(2) 地域における各種機関での取組」につきましては、子どもにとって身近な施設として、関係機関での取組を示しました。

17ページの表をご覧ください。

各関係機関のそれぞれの取組として、3「図書資料の充実」から6「保護者に対する読書活動への理解の推進」まで、4つの施策、11の事業について、関係機関がそれぞれ取り組んでまいります。

18ページをご覧ください。

「2. 図書館における子どもの読書活動の推進」についてでございます。

子どもの発達段階やニーズに応じた児童サービスの充実や、学校をはじめ、関係機関等との連携が重要なことから、表の7「児童・ヤングアダルト向けサービスの充実」から、19ページの10「司書等専門職員の確保及び育成」まで、4つの施策とし、18の事業

に取り組んでまいります。

20ページをご覧ください。

「3. 学校等における子どもの読書活動の推進について」でございます。

「(1) 学校等における取組」につきましては、新学習指導要領を受け、学校生活の中で多様な読書指導を展開していくことが必要であり、また、学校図書館の効果的な運営には、市立図書館をはじめ、関係機関との連携強化を進めるため、21ページの表にございます、11「子どもの読書習慣の形成及び読書指導の充実」から、22ページの15「図書館及び関係機関とのネットワークの充実」まで、5つの施策とし、15の事業に取り組んでまいります。

次に、「(2) 幼稚園・保育所における取組」でございますが、主な施策としましては、23ページの上段、表をご覧ください。

16「読書の楽しさに触れる機会の充実」及び17「読書環境の整備・充実」の2つの施策とし、7つの事業に取り組んでまいります。

次に、「4. ボランティアとの協働及び活動支援」についてでございます。

様々な場面で子どもに直接、本の楽しさを伝えるボランティアの役割は大きく、より一層、活動の支援を進めるため、表の18「ボランティアとの協働の推進」、24ページの表の19「ボランティアの養成及び活動支援の充実」、20「ボランティアのネットワークづくり」の3つの施策とし、5つの事業で協働事業の推進や活動支援などに取り組んでまいります。

続いて、「5. 普及啓発活動」についてでございます。

表の21「子どもの読書活動の啓発の推進」及び22「読書活動に関連する情報発信」の2つの施策、3つの事業で啓発活動や情報発信に取り組んでまいります。

25ページをご覧ください。

「第5章、計画の推進に向けて」でございます。

「1. 成果指標」でございますが、子どもの読書活動が効果的に推進されているかどうかを客観的に測るため、1カ月間に本を1冊以上読む子どもの割合をはじめ、6つの成果指標を設定し、それぞれの指標の現状値から、5年後の平成27年度の目標値を目指すものでございます。

次に、「2. 推進体制の整備」及び26ページの「3. 進行管理」でございますが、本計画は、市立図書館に事務局を置く、庁内の関係各課機関等からなる「(仮称)子ども読

書活動推進会議」を中心に推進してまいりたいと考え、進行管理につきましても、市立図書館が「（仮称）子ども読書活動推進会議」において取組状況の確認、検証を行いながら、本計画で示しました成果指標の達成度、及び各種統計やアンケート調査等を通して、多角的な視点から評価と進行管理を行ってまいります。

続きまして、資料編でございますが、27ページ以降が資料編となっております。

資料編では、この計画を策定する経過や、基礎資料としたアンケート調査結果等、パブリックコメントの結果など、38ページにわたって掲載しております。

本計画が策定される際には、本編に資料編を付し、市民の皆様にご覧いただきたいと考えております。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎金川委員 今までやった支援教育推進プランもスポーツ振興計画もそうだと思いますが、パブリックコメントで市民からの意見が届いているのではないかと思うので、代表的なものがあつたらお聞かせ願いたいと思います。

○成瀬図書館長 主なご意見といたしましては、全体で53件、ご意見をいただいております。

資料編の32ページをご覧いただきたいのですが、その中では、計画全体に関する事、基本的な考え方に関する事、第一次計画における取組・成果及び課題に関する事、それから、子どもの読書活動推進のための方策に関する事、計画の推進に関する事等につきまして、ご意見をちょうだいいたしました。

その中で、主なご意見でございますが、計画全体の関係では4件というご意見をいただいているのですが、1つは、子どもに本を読ませる習慣はよいと思うが、これからの時代は、ウェブサイトや電子書籍が活字の主流になっていく中で、どのような接し方、教育の仕方が大事かということも、よく踏まえて、進めていってほしいというご意見。

あるいは、第一次計画における取組・成果及び課題の部分では、3件ご意見いただいているのですが、中でも、第一次計画で取り組んだ様々な施策の具体的な施策、具体的な事例は公開しているのかどうなのかというご意見がございました。これについては、計画書の中で掲載させていただいていると回答をさせていただいております。

それから、子どもの読書活動推進のための方策の関係では、これは多くて、33件ご意見をいただいています。中でも、家庭への支援の関係で、乳児に対する取組について、この計画ではどのように取り組んでいるのか。ブックスタートなどの事業にぜひ取り組んでほしいというご意見もございました。

それから、図書館における取組の関係では、これは4件ほどご意見がございました。中でも、図書館と学校間の配送システムの整備、これは早急に整えてほしいというご意見がございました。

それ以外には、学校等における取組の関係については、10件ほどご意見がございました。中では、学校図書館支援センターは必要性が高いということで、ぜひ機能等も確立して欲しいというご意見でした。

それから、ボランティアとの協働の関係については、この中では、ボランティアとの協働推進の関係機関に、ちょっとこれは漏れていたのですが、男女協働参画推進センターを入れてくださいというご意見がございましたので、これは本編に反映させていただきました。

◎斎藤委員 質問というより、お願いでございますけれども、私も小中の娘たちを見ておりますと、やはり本との出会いというのは、学校の図書室が何か入口だったかなというのを非常に感じます。そこから、どんどん興味も広がっていきますので、ぜひ学校図書室ですとか学級文庫というものの充実を図っていただきたいと思います。

ただ、その中で、やはり高学年ですね、小学校5、6年生になったときに、今のお子様たちのお話を聞くと、学校の図書室がちょっと物足りないというような意見がたくさんございます。やはり視野も非常に広がってきますので、ニーズも複雑になってきて、それに対応するのが大変なのかなというのを感じますので、その段階になったときに、図書館との連携ですね。やはりすべての学校でそこを充実させるのは難しいので、そこから図書館との連携というような、そういうつなぎですね。いろんな機能がありますけれども、それらを上手にネットワークして、子どもの読書を充実して、低学年のうちにはいいのですけれども、小学校高学年から中学、一番本離れになりやすい時期でございますので、そのところを支援していただくとありがたいと思います。

また、先ほどパブリックコメントでもございましたけれども、それに対しては、電子書籍、いろんなデジタルの教材がありまして、いい面、悪い面もございますけれども、いいところを先見性的に取り入れて、特に相模原市は、小学校にネットワークが全部引かれてい

たり、教室に様々な電子機器が、他の市町村に比べても、かなり先進的に入っていると伺っていますので、そういう資源等もよく活用してやっていただけるといいかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎**小林委員** 先日、実は本屋さんへ行きましたら、少年少女世界文学全集コーナーというのがあったのです。ああ、懐かしいなと思って見ていて、その横に宣伝があって、「早く読まない大人になっちゃうよ。」と書いてあるのです。ほとんどまいったのですが。そこで非常に感動した巖窟王をしばらく立ち読みしたのですが、子どものころ感じた感動はほとんどないのですね、今、この年になって。そういう意味では、この今度の第二次の推進計画は、私はかなり綿密に読ませてもらったのですが、非常によくできているなと思っています。というのは、これは非常にしっかりした基礎資料がベースにあって、構築されているなと私は感じています。

それから、この14ページと15ページを見てくると、ここにしっかりと新規事業として、家庭にしっかり視野に入れているのですね、視点をね。やっぱり読め読めと言ったって、大人が読んでいる姿を見せない限り無理だろうと。水の飲みたくない牛に飲ませるのと同じでね。そういう意味で、この部分がしっかりと入っているので、これは大いに期待できるかなと思うのです。

それで、ただ、1つ、気になるのは、22ページのところで、司書教諭が各学校に配置されているというのは伺っているのですが、多分、これは定数内ではないかと思うのですよ。そうなってくると、司書教諭が司書教諭としての機能を十分発揮できる状況にあるのかどうか。学級担任になってしまったりして、図書館をしっかりと運営の中心者としてできるのかどうか。そのために、もし不足部分は学校図書整理委員というのを置いているのでしょうか。この方々の役割というのは、果たして期待どおりなのかどうか。その辺がしっかりしてくると、さらに学校の図書館機能というのは、図書のニーズに人的機能が充実してくるのではないかなという大きな期待を持っているわけなのです。やっぱり図書館に行って、だれかがよく来たねと言って、面倒見てくれる人がいるということは非常に大事だと思うのです。実態について、教えていただければと思います。

○**小泉学校教育部長** まず、司書教諭でございますが、12クラス以上の学校に置くということになっております。これは定数ではございませんので、小学校ですと、担任がそれを兼ねているという場合がほとんどでございます。

ただ、学校の中には、図書主任と司書教諭が兼任している場合もあるのですけれども、

それと図書整理員等が連携した中で、図書教育の充実を推進しております。

◎小林委員 図書整理員というのは、基本的には各学校に1名ずついるのですか。

○小泉学校教育部長 はい。

◎小林委員 わかりました。非常に期待したいと思います。

◎溝口委員長 12ページに基本方針が述べられております。「子どもたちが本とふれあう場所をつくろう!」、「子どもたちに読書の楽しさを伝えよう!」、「子どもたちの読書を応援しよう!」。これは基本方針ですけれども、なかなかよくできている基本方針だなというふうに考えております。この計画が実施されて、子どもたちがこういうふうに育っていただけるように、図書館の関係の先生方はぜひ頑張ってくださいというふうに考えております。

ほかに質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第10号、第二次相模原市子ども読書活動推進計画の策定についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました。

□相模原市文化財の指定等にかかわる諮問について

◎溝口委員長 次に、日程4、議案第11号、相模原市文化財の指定等にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大貫生涯学習部長 議案第11号、相模原市文化財の追加指定及び登録にかかわる諮問について、ご説明申し上げます。

本件は、平成23年4月1日付で、指定文化財である鳥屋諏訪神社本殿の附として棟札の追加指定と、新規の登録文化財として13件を登録いたしたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問するものでございます。

1の追加指定の「附」についてでございますが、「附」とは、指定文化財本体と一体で扱うことにより、本体をより正確に理解することができるものという意味で、付属物とし

て指定するものでございます。

本附の棟札は、本殿の建築年次等を記したもので、年代や経緯を具体的に示す資料として、昨年度の諮問に対する答申の中で、この棟札を附として指定すべきと、文化財保護審議会より意見具申されたものでございます。

2の新規の登録文化財13件につきましては、あらかじめ、文化財保護審議会の委員が事前調査を行っており、その文化財的価値について、確認しております。

平成12年10月1日に条例を大幅改定して、本条例ができて以来、順次、本市の文化財の指定・登録を続けておりますが、今回の指定・登録により、指定の件数については変更ございませんが、全部で指定が46件、登録文化財は本件の13件を加え77件、合計123件となります。

次に、裏面をご覧いただきたいと存じます。

今回の指定及び登録文化財の一覧表となっております。

内容につきましては、議案第11号関係資料に基づきまして、文化財保護課長より説明させていただきますので、よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

○山田文化財保護課長 それでは、議案関係資料によりまして、ご説明申し上げます。

議案関係資料の2ページをお開きください。

追加指定1、鳥屋諏訪神社本殿附安永四年棟札1枚でございますが、所在地は緑区鳥屋、所有者は宗教法人鳥屋諏訪神社でございます。

登録理由でございますが、鳥屋諏訪神社本殿は、県外では他に例を見ない建築様式であり、装飾豊かで意匠的に高いことから、平成19年4月に市指定有形文化財に指定しておりますが、本殿とともに、安永4年の建築年次などが記された棟札がございまして、本殿の建築経過を具体的に明らかにする資料として、これを一体的に保存することが必要と認められることから、この棟札を附指定として追加指定するものでございます。

3ページでございますが、上段の中央と左側の写真が、この追加指定対象の棟札の表と裏面でございますが、これに建築年、建立の世襲、あるいは大工の名前、こういったものが墨書によりまして示されておるということでございます。

次に、4ページをお開きいただければと思います。

次に、登録にかかわる文化財でございますが、登録有形民俗文化財として、徳本念仏塔11基がございます。

この徳本念仏塔でございますが、江戸時代後期に各地で念仏を広めた浄土宗の僧、徳本

を信仰する人たちが建てたものでございまして、江戸時代における地域の信仰や生活文化を理解する上で必要なものであることから、登録文化財とするものでございます。

この徳本念仏塔は、相模原市域に26基が所在しておりまして、下段に市内の一覧表を示してございます。この表の左側、1の相原正泉寺の徳本念仏塔から13の下溝古山の徳本念仏塔につきましては、平成16年に登録済みでございます。今回は、右側の14の大島上台の徳本念仏塔から24の寸沢嵐沼本の徳本念仏塔まで、11基を諮問するものでございます。25、26につきましては、経過ですとか所有関係等を、現在、確認中でありまして、調査継続という扱いにしてございます。

5ページがその所在地を示した図でございますが、この図の中の白抜き四角が登録済みのものでございます。黒丸が、今回、諮問をするものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。6ページ以下は個別の説明でございます。

まずは登録1、大島上台の徳本念仏塔は、緑区大島の道路管理地にございまして、こちらは文政3年の建立でございます。

次に、7ページをご覧ください。

7ページの登録2、小倉宮原の徳本念仏塔は、緑区の小倉の民有地にございまして、これも文政3年の建立でございます。

8ページをお開きください。

登録3、原宿地藏堂の徳本念仏塔でございますが、こちらは緑区原宿4丁目に宝泉寺というお寺所有の地藏堂がございまして、この境内にございます。地域の梅友会という老人会が管理をされております。文政3年の建立でございます。

9ページ、登録4、久保沢観音堂の徳本念仏塔でございますが、緑区久保沢2丁目に大正寺というお寺所有の観音堂がございまして、この境内にございます。これは、この観音堂保存会という地域の団体が管理をされております。文政3年の建立でございます。

10ページ、登録5、谷ヶ原大正寺の徳本念仏塔でございますが、こちらは緑区谷ヶ原1丁目の大正寺境内にございまして、文政4年の建立になります。

11ページ、登録6、小松薬師堂の徳本念仏塔でございますが、緑区広田に小松自治会の自治会館がございまして、この敷地の中にございます。地元の小松自治会が管理をされております。こちらは文政6年の建立でございます。

12ページをお開きください。登録7、太井大蔵寺の徳本念仏塔は、緑区太井の大蔵寺

境内にございまして、文政4年の建立でございます。

13ページ、登録8、三井の徳本念仏塔でございますが、緑区三井の民有地にございまして、文政2年の建立でございます。

14ページをお開きください。中野清雲庵の徳本念仏塔でございますが、緑区中野に祥泉寺というお寺所有の清雲庵という観音堂にございまして、この境内に建ててございます。これは文政4年の建立でございます。

15ページ、登録10、中野友林寺の徳本念仏塔は、緑区中野の友林寺境内にございまして、こちらは文政2年の建立でございます。

16ページ、登録11、寸沢嵐沼本の徳本念仏塔でございますが、こちらは寸沢嵐の民有地にございまして、文政2年の建立でございます。

徳本念仏塔の関係は以上でございまして、次に、17ページの登録12、梅宗寺の百観音をご説明いたします。

この梅宗寺の百観音は、緑区上九沢の梅宗寺にございまして、100基の石造観音像が、境内にございます観音堂にまつられるものでございます。これは江戸時代における地域の信仰や生活文化を理解する上で必要な文化財でありますことから、登録文化財とするものでございます。

この百観音といういわれでございますが、西国、坂東、秩父の100カ所を、これらすべて巡拝して、願いの成就というのを祈願したというもので、この100カ所に見立てたものが、この百観音の石造物というものでございまして、中でも、このように100体すべてをつくったことは数少ない例ということでございます。

18ページをお開き願います。中段の写真が梅宗寺の観音堂でございまして、この上の写真が、観音像が納められているこの堂内の状態でございます。

上側の写真、左端にございますのが、1番の番号の像でございまして、これがひときわ大きく、こちらに年号ですとか、関係者の名前、こういったものが刻まれてございます。2番以降の像が、その右手に整然と並べられておるものでございまして、こちらでは一体も失われることなく、100体すべて、このような状態で保存されておるということでございます。

次に、19ページの登録13、久保沢観音堂の百体観音でございます。こちらは久保沢2丁目の大正寺所有の観音堂にまつられておりまして、こちらの方は明治時代に、ここに一括奉納されたものでございます。

信仰の内容につきましては、梅宗寺の百観音と同じたぐいのものでございますが、梅宗寺と同様に、地域の信仰や生活文化を理解する上で必要な文化財として登録するものでございます。

20ページをご覧いただきたいと思います。

中段の写真が久保沢の観音堂でございまして、この中に、上段の写真のとおり並べられてございます。像の形は、立像ですとか、坐像ですとか、半跏像という、幾つかの、3種類の形がございまして、ご覧になるとおわかりになると思いますが、この像の後ろに丸い、いわゆる光背でございまして、こういったものをつけているわけです。梅宗寺のものとはちょっと形態も異なっているというものでございますが、これらも現在まで1体も失われることなく、保存をされているという状態でございます。

以上、追加指定及び登録にかかわる文化財について、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

◎溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎小林委員 質問ではなく、教えていただきたいのですが、この11基の徳本念仏塔は、1820年代を境にして、1、2年の間に全部集中しているのですが、これには何か歴史的な理由とか背景があるのでしょうか。

○山田文化財保護課長 こちらの徳本念仏塔は、この徳本さんというのが、念仏の関係では非常に信仰が厚い方で、江戸時代の1810年代ごろに、相模原あたりもかなり布教活動をして歩いたということございまして、全国的に信仰者が多かったと。この徳本さんですが、文政元年、1818年にお亡くなりになっておりまして、その関係で、この徳本さんを信仰していた人が徳本さんを偲んで、ご供養のために各地で念仏塔が建てられたということで、特に相模原市域では、もっとも古いのが、生前に、まだ生きていらっしゃるうちに建てた文化10年のものがあるのですが、その多くは文政2年ごろから文政4、5年ごろというところが多くなっている状況でございます。

◎溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第11号、相模原市文化財の指定等にかかわる諮問についてを原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

◎溝口委員長 次に、日程5の非公開案件の審議の前に、全体の中で、私の方から報告させていただきたいと思います。

1つは、津久井中央小学校50周年の記念行事が行われましたが、これの開幕式と閉幕式に小林委員と私が出席させていただきました。

開幕式につきまして、小林委員の方からお願いいたします。

◎小林委員 開幕式は、平成22年4月17日に行われました。

この学校の50周年記念事業としてのやり方は、1年かけて50周年を祝うというのですかね、取り組んでいこうということです。そして、もう1つは、1年かけて、地域の方々、あるいは卒業生が約2,000人を超えていて、そこに携わった先生方が200人を超えているのですが、できる限りこのイベントに、1年の間に参加していただいて、地域としての財産である学校をさらに守り立てていこうという趣旨が背景にあったように伺っております。そして、50年の歴史を振り返って、次の50年に向けての第一歩を踏み出すのだと、そのエネルギーにするのだという考え方がベースにあったように感じております。

ですから、この1年間は非常にダイナミックな動きをしていたように思いますし、地域の方々も頻りに学校を訪れていました。そういう意味でも、地域を思う気持ちが盛り上がった成果が出たなという感じがいたしております。

こういう50周年のやり方というのも、地域づくり、地域の中の教育財産としての地位を確立するには、非常に意義あるやり方かなというふう感じて、開幕式を出席した後、ずっと様子を見ておりました。

以上でございます。

◎溝口委員長 ありがとうございます。

続きまして、私は閉幕式の方に出席したわけですが、市長のあいさつがございました。日にちは、今年の1月23日、1時15分から3時15分まで、体育館で行われました。

私の感想では、子どもたちが中心となって計画したということで、子どもたちが全面に出ておりました。大変子どもたちが元気で、小学校1年生も大きな声で歌っておりました。

また、ちょっと寒い日だったのですが、接待等が充実しておまして、温かいお茶等を体育館で用意していただきました。非常に助かりました。

また、最後に、市民吹奏楽団の演奏がありまして、この市民吹奏楽団の演奏に合わせて、児童が歌ったり、踊ったりということで、非常に楽しい閉幕式であったように感じました。津久井中央小の全体が非常に盛り上がっているなという感じを受けたところでございます。

以上が、津久井中央小の50周年の記念行事ということでございます。

続きまして、私の方から、「公民館のつどい」というのがございました。これは2月5日土曜日、午後1時から午後3時30分まで、総合学習センターの大会議室で行われました。

これも市長がご出席されまして、あいさつをされましたが、この公民館のつどいは、今回はテーマが「公民館をもう一度みんなで考えよう！」ということで、副題といたしまして、「～あらゆる世代に魅力のある学びの場として～」というふうになっております。

私が感じたのは、公民館に子どもたちが果たして大勢行っているのかどうかという点でございましたけども、後の講演をなされた坂本秀生という常磐大学の教授の方が講演されましたが、これからの公民館に、果たして子どもたちが行くようなイベントとか催しができるのかどうか、その辺のところは今後の公民館のあり方として問われるところではないか。特に、あらゆる世代の方々に魅力があるということで、子どもたちに本当に魅力のあるイベント等ができるのかどうか、その辺が今後の公民館の活動のポイントになるのではないかというふうに感じた次第でございます。

この公民館につきましては、図書室もございますので、先ほど図書館の第二次の計画が発表されましたけれども、その中に公民館の図書室も入っておりまして、図書室も今後のますますの活用が期待されるかなというふうに感じた次第でございます。

これが「公民館のつどい」でございます。

もう1つは、淵野辺小学校がPTAの優良校ということで文部科学大臣表彰を受賞されたということで、その報告会に参加してまいりました。教育長も出席されましたけども、表彰状ということで、ちょっと読んでみます。

表彰状。相模原市立淵野辺小学校PTA殿。貴団体は、会員の熱意と協力により、すぐれたPTA活動を行い、顕著な業績を上げられました。ここに奨励のため、これを表彰します。平成22年11月26日、文部科学大臣高木義明。という賞状が飾られていました。

なお、この淵野辺小学校は、県教育委員会の表彰も受けております。これは平成22年11月22日に表彰を受けております。文部科学大臣の方の表彰から、神奈川県教育委員会の表彰も、両方とも受けたということでございます。

最後に、鶴の台小学校で研究発表大会が行われました。これにつきましては、齋藤委員の方からお願いいたします。

◎齋藤委員 2月10日に研究事業ということで、第1部が1年生から6年生、各1クラスずつの公開授業、第2部が文部科学省の視察官の宮崎氏から講演会というような形で実施されました。

教育長、委員長、小林職務代理、私、それから、教職員課長等、たくさんの方々、それから、新聞を題材にした授業を中心に行っていられて、その関係で読売新聞の方々ですとか、大変たくさんの方々が、また、保護者も100名ぐらい参加しておりまして、大変にぎやかな研究授業でございました。

テーマは2つありまして、1つは言語活動を中心とした教科活動ということで、国語だけではなく、例えば算数では、共通単位の必要性を理解させるために、グループでニンジンとかごぼうの重さを比較するにはどんな方法があるかということを実際にやらせて、お互いの方法を比較検討させて、ああ、やっぱり共通のが必要ねという、そのように自分たちで考え、人の考え方を取り入れながら考えて、算数の中でもそんなことをやっていらっしやいました。

もう1つのテーマが、体験に基づいたカリキュラムということで、例えば空気の暖まり方を理科で考えさせるときも、やはり今と同じように、お互いが何故かということを発表し合って、では、実証してみようということで、体育館で、気球を飛ばす活動をされている実際の方を呼んできて、それで、大きな気球をクラスみんなで上げて、体験と知識をなるべく結びつけるようなカリキュラムをさせていたのが印象的です。

一番圧巻だったのは、裁判員制度を考えるということで、5年生の4クラスすべてが体育館に集まって、模擬裁判を実施しまして、模擬裁判を実際に実施することで、そこに現職の検事の方を呼んできて、実際に自分たちが裁判を体験するというようなことをさせていらっしやいました。

やはり一番印象的だったのは、どのクラス、どの学年、どの教科においても、必ず意見を述べたら、その理由を述べなさいと。それは、その理由というのは、例えば教科書に書いてあるとか、自分の体験に基づいているということ、1年生は1年生なり、6年生は6年生なりに発言するトレーニングですね。どのクラス、どの教科でもされていると。それが、最終的には、きちんとしたディベートですとかということに結びついているというのが、新しい指導法としては大変印象的でした。

ですので、どのクラスも、子どもたちが活発に発言しておりまして、また、ちゃんと教師の誘導に基づいて、きちんと整然と教科が行われているのが大変印象的でした。

以上でございます。

◎溝口委員長 ありがとうございました。

ほかに委員さんの方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。

次回の会議は、3月24日木曜日、午前9時から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回の会議は3月24日木曜日、午前9時の開催予定といたします。

では、これより先は非公開の審議といたしますので、傍聴の方と関係する職員以外の方は退席をお願いしたいと思います。

□相模原市立小学校及び中学校教職員の人事について

(公開しない会議 原案どおり可決)

□奨学金貸与の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

◎溝口委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

□閉 会

午後4時54分 閉会